

## 愛知県広域予防接種事業についての“かかりつけ医”の定義について

平成 6 年の予防接種法改正に定期の予防接種は原則個別接種になりました。個別接種になった理由としては、(1)被接種者が体調のよい時、都合のよい時に接種日を決定できる、(2)被接種者の健康状態をきちんと把握できる、(3)気管支喘息やアトピー性皮膚炎など基礎疾患をもっているお子さんも安心して接種を受けられる、などが挙げられます。

また、愛知県においては平成 26 年から広域予防接種事業が開始されています。

この広域接種事業の対象者に関し混乱がみられるため、東浦町としては平成 31 年度より以下の様に対応することとします。

・予防接種はもっとも接種対象児の健康状態を把握している“かかりつけ医”で行ってください。

・町外のかかりつけ医については、日頃から接種対象児の健康状態を把握し、予防接種前や接種後の体調の変化に対応することができ、乳幼児期全体にわたり継続して予防接種をおこなって頂ける医療機関で接種してください。

例(生後 2 ヶ月の場合)

1. 出生時より疾患をかかえ継続治療中のため、町外の病院での接種を希望 ○
2. 出生後町外の診療所を、継続的に受診。  
今後もなにかあればかかりつけ医として受診予定の診療所での接種を希望 ○
3. 兄や姉が町外の診療所をかかりつけ医として利用。  
接種対象児も今後かかりつけ医と考えている診療所での接種を希望 ○
4. 母が町外の診療所をかかりつけ医として利用。  
接種対象児のかかりつけ医は未定。母のかかりつけ医での接種を希望 ×  
(接種対象児のかかりつけ医を決めて接種をお願いします)

東浦町医師団・東浦町